

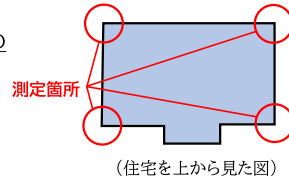
傾斜の測定方法等について

『住宅の壁又は柱に1/100以上の傾斜が認められるもの』に該当するかどうかについては、以下の方法により確認してください。

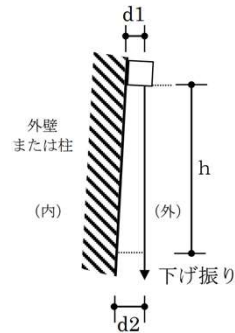
①

- ・申請者又は施工業者等が、対象となる住宅の壁(外壁)又は柱の傾斜を下げ振り等により測定(※)してください。
- ・その測定結果が明瞭に確認できる写真(全景及び近景)を撮影してください。

※傾斜は、原則として住宅の1階部分の壁(外壁)の四隅又は四隅の柱を計測します。突出した玄関や出窓は測定箇所としません。



(例)建物上部が手前に傾斜している場合



$$\text{傾斜} = (d2 - d1) / h$$

$h = 1,200\text{mm}$ の場合、
 $d2 - d1 \geq 12\text{mm}$ であれば、
 1/100以上の傾斜となります。

②

測定結果がわかる写真等をもとに、市へ事前相談してください。
 (補助要件となる1/100以上の傾斜が認められるかどうかを市が確認します)

③

②において1/100以上の傾斜が認められた場合は、別途、交付申請(耐震化支援の場合は、耐震診断)手続きを行ってください。

被災の有無に関わらず、昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅(在来軸組工法で2階建て以下のもの)の耐震化に関する支援制度もあります。
 詳しくは、市へお問い合わせください。【市ホームページ検索No:1006439】

富山市 活力都市創造部 居住政策課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2112 FAX 076-431-7670

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまへ

被災住宅の 耐震化・復旧を支援します



(財)消防科学総合センター
<http://www.isod.or.jp/>
 【出典:(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」】

詳しくは中面をご覧ください

被災住宅の耐震化や復旧に関する支援制度

	耐震化支援
事業名	A 被災木造住宅耐震改修支援事業 【市ホームページ検索No:1015395】
概要	令和6年能登半島地震により被災した住宅のうち、一定の要件を満たす住宅の現地建替えや耐震改修工事費を助成するもの。
対象者	被災した住宅の所有者等
対象住宅等	次のすべてを満たす住宅 ①木造一戸建てで、平屋建て又は2階建てのもの ②在来軸組工法によるもの ③罹災証明で「 一部損壊 」以上の判定を受けたもの （ただし、一部損壊は、住宅の壁又は柱に1/100以上の傾斜が認められるものに限る。※裏面「傾斜の測定方法等について」を参照） ④耐震診断の結果、 耐震性が不十分 と判定されたもの ※新耐震基準(昭和56年6月1日以降に着工したもの)の住宅も上記①～④を満たす場合は対象となります。
対象工事	・現地での建替え工事 （基礎補強を行うこと、建替えた後の住宅は省エネ基準を満たすことが必要です） ・耐震改修工事
補助率	4/5(上限140万円) (ただし、基礎補強工事費を除く)
遡及適用及び併用の可否	・ 交付決定前に着手(契約締結)された工事は対象となりません。 ・「公費解体」や右ページBと併用できる場合がありますので、事前に市へお問い合わせください。
注意事項	・ 事前に耐震診断を受ける必要があります。 ・工事契約締結前に交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。 ・令和8年2月末までに工事を完了させる必要があります。 （2月末までに完了できない場合は別途ご相談ください）
基本的な手続きの流れ	①耐震診断 ②事前相談 ③交付申請・交付決定 ④契約締結・工事着手 ⑤工事完了・実績報告 ⑥補助金交付 ※「一部損壊」の場合は、耐震診断を受ける前に傾斜測定を行う必要があります。事前に市へお問い合わせください。

耐震診断については、県の支援制度をご利用いただけます(県が9割負担。自己負担額は住宅規模等に応じて2,000円から6,000円)。
詳しくは、(一社)富山県建築士事務所協会(TEL 076-442-1135)へお問い合わせください。

このパンフレットは、各支援制度の概要をご案内するものです。
詳細については、市のホームページをご覧ください。市担当課(裏面)へお問い合わせください。

復旧支援	
B 宅地液状化等復旧支援事業 【市ホームページ検索No:1015604】	C 被災住宅沈下傾斜復旧支援事業 【市ホームページ検索No:1015605】
令和6年能登半島地震により液状化被害を受けた 宅地 の復旧等工事費を助成するもの。	令和6年能登半島地震により被災し、一定の沈下傾斜が生じた 住宅 の復旧工事費を助成するもの。
被災した宅地の所有者等	被災した住宅の所有者等
液状化被害を受けた土地であって、当該被害を受けた時において住宅の用に供されており、当該住宅が罹災証明で「 一部損壊 」以上の判定を受けたもの(ただし、一部損壊は「宅地に地割れがあるもの」や「住宅の壁・床・柱に1/100以上の傾斜が認められるもの」「住宅全体が沈下しているもの」等に限る。※裏面「傾斜の測定方法等について」を参照) ※耐震性や建物の構造は問いません。	罹災証明で「 一部損壊 」以上の判定を受け、住宅の壁又は柱に1/100以上の傾斜が認められるもの(※裏面「傾斜の測定方法等について」を参照) ※耐震性や建物の構造は問いません。
・宅地の原形復旧を基本とした工事 （擁壁の復旧工事、地盤の復旧工事など） ・液状化の再度災害防止のための地盤改良工事 ・住宅基礎の傾斜修復工事	・基礎補強工事 ・沈下傾斜対策工事 等
2/3(上限766.6万円) (ただし、工事費から50万円を控除)	10/10(上限30万円)
・令和6年1月1日から6月30日までの間に着手(契約締結)された工事も対象となります。 ・左ページAと併用できる場合がありますので、事前に市へお問い合わせください。	・令和6年1月1日から6月30日までの間に着手(契約締結)された工事も対象となります。 ・原則、他の補助制度を利用していない場合に限り。
・令和6年7月1日以降に工事契約を締結される場合は、契約締結前に交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。 ・令和8年2月末までに工事を完了させる必要があります。 （2月末までに完了できない場合は別途ご相談ください）	
①事前相談 ②交付申請・交付決定 ③契約締結・工事着手 ④工事完了・実績報告 ⑤補助金交付 ※令和6年1月1日から6月30日までの間に着手(契約締結)された場合や、「一部損壊」の場合は、上記と手続きの流れが異なりますので、市へお問い合わせください。	①傾斜測定 ②事前相談 ③交付申請・交付決定 ④契約締結・工事着手 ⑤工事完了・実績報告 ⑥補助金交付 ※令和6年1月1日から6月30日までの間に着手(契約締結)された場合は、上記と手続きの流れが異なりますので、市へお問い合わせください。

地震により自宅に一定の被害を受けた方が自宅を新築、購入又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合の借入額の利子分を助成する県の支援制度もあります。
詳しくは、富山県土木部建築住宅課(TEL 076-444-3355)へお問い合わせください。